

健康保険組合からのお知らせ

- 令和6年度決算がまとまりました……2
- 接骨院にかかる時
健康保険が使える場合と使えない場合……3
- 歯の健康
歯周病が影響を及ぼすのは口の中だけではありません……4
- 自動車事故にあったときはすみやかに健保に届け出てください！……5
- 医療機関等のかかり方
12月1日までにマイナ保険証のご準備を……6
- 健康保険組合のホームページをご活用ください……7
- 9月1日からエントリースタート！
「マイヘルスアップキャンペーン」……8

2025
SUMMER

健康づくり、
できることから
始めましょう！

今年も、 マイヘルスアップ キャンペーンが 始まります！

詳しくは、
最終ページを
ご覧ください

日本化薬健康保険組合

<https://www.kayaku-kenpo.or.jp/>

令和6年度決算がまとまりました 1億5,908万円の赤字決算で終了

実質的な収支は経常収入23億4,739万円、経常支出25億647万円。その結果、経常収支で1億5,908万円の赤字決算でした。

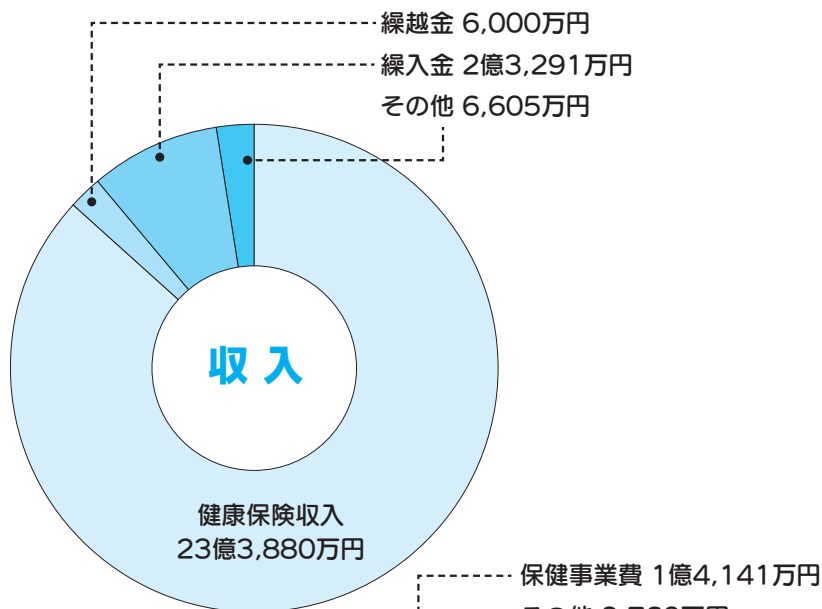
令和7年7月11日に開催された組合会において、令和6年度決算が可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

※グラフの金額は千円以下を切り捨てています。

一般勘定

一般勘定基礎数値

被保険者数	男	3,071人
	女	797人
	計	3,868人
平均標準報酬月額		41万3,895円
総標準賞与額(年間合計)		59億354万円
平均年齢	男	44.21歳
	女	45.27歳
	平均	44.43歳
保険料率	事業主	54.46%
	被保険者	40.54%
	計(調整保険料率含む)	95.00%



健保組合は、会社(事業主)と被保険者が保険料を出し合って、運営しています。ご自身とご家族のために、そして健保組合の財政を守るためにも、健康管理にご協力ください。



介護勘定

収入

科目	決算額(千円)
介護保険収入	271,507
繰越金	1
繰入金	39,913
雑収入	9
一般勘定受入	13,682
合計	325,112

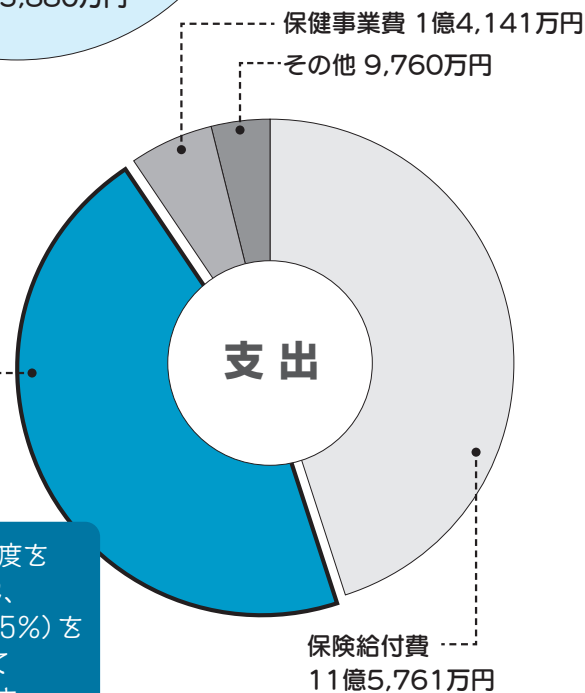
支出

科目	決算額(千円)
介護納付金	317,691
介護保険料還付金	185
合計	317,876

納付金
11億7,498万円

高齢者の医療制度を支えるために、支出の半分近く(45%)を納付金として拠出しています。

介護保険収入だけでは、介護納付金をまかなえないため、「繰入金」で収入を補いました。



介護勘定基礎数値

介護保険第2号被保険者数	3,052人
介護保険第2号被保険者たる被保険者数	2,296人
特定被保険者数	84人
平均標準報酬月額	45万6,504円
総標準賞与額(年間合計)	40億8,167万円
介護保険料率(事業主、被保険者計)	16%

接骨院にかかるとき

座りっぱなしの状態が続き、腰痛が
つらいため、接骨院で施術を受けよう
と思います。健康保険は使えますか？



日常生活からくる腰痛では健康保険
は使えません。

外傷性が明らかな負傷のみ

健康保険が使えます。
健康保険が使える範
囲を確認しておきま
しょう。



健康保険が**使える**場合

外傷性が明かで、慢性的な状態に至っていない
もののみ。

- | | |
|-----------|----------|
| ●骨折 | ●捻挫 |
| ●ひび(不全骨折) | ●打撲 |
| ●脱臼 | ●肉離れ(挫傷) |

※骨折・ひび・脱臼は、緊急の場合をのぞき、あらかじめ
医師の同意を得ることが必要です。
※内科的原因による疾患は含まれません。

健康保険が**使えない**場合

以下の場合、全額自己負担となります。

- 日常生活からくる疲労や肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労、筋肉痛
- 症状の改善がみられない長期にわたる施術
- 椎間板ヘルニアやリウマチ、神経痛、五十肩、
関節炎などの疾病
- 保険医療機関で治療中の負傷
- 過去の交通事故等による後遺症
- 勤務中、通勤途中の負傷（労災保険対象）
など

接骨院にかかるときは…

施術前に 負傷原因を 正しく伝える

いつ、何をしていると
きに負傷したかを柔道
整復師に正確に伝えま
しょう。

内容をよく確認して から署名をする

「療養費支給申請書」に記載されている
負傷原因・負傷名・日数・金額等をよく
確認してから署名してください。白紙の
申請書への記入は不適切な請求の原因と
なりますので、必ず断りましょう。

領収書は大切に 保管する

領収書は必ず受け取り、大切
に保管しましょう。医療費控
除を受ける際などに必要にな
る場合があります。

健保組合から施術内容等を確認させていただく場合があります

健保組合では、健康保険を使って接骨院の施術を受けた方に、
後日、施術日や施術内容、負傷原因等を確認させていただく場合があります。
みなさまの保険料を適切に使用するため、ご理解とご協力をお願いいたします。



歯周病が影響を及ぼすのは 口の中だけではありません

監修 ■ 穴原 秀郎 タナカ歯科(東京都)院長

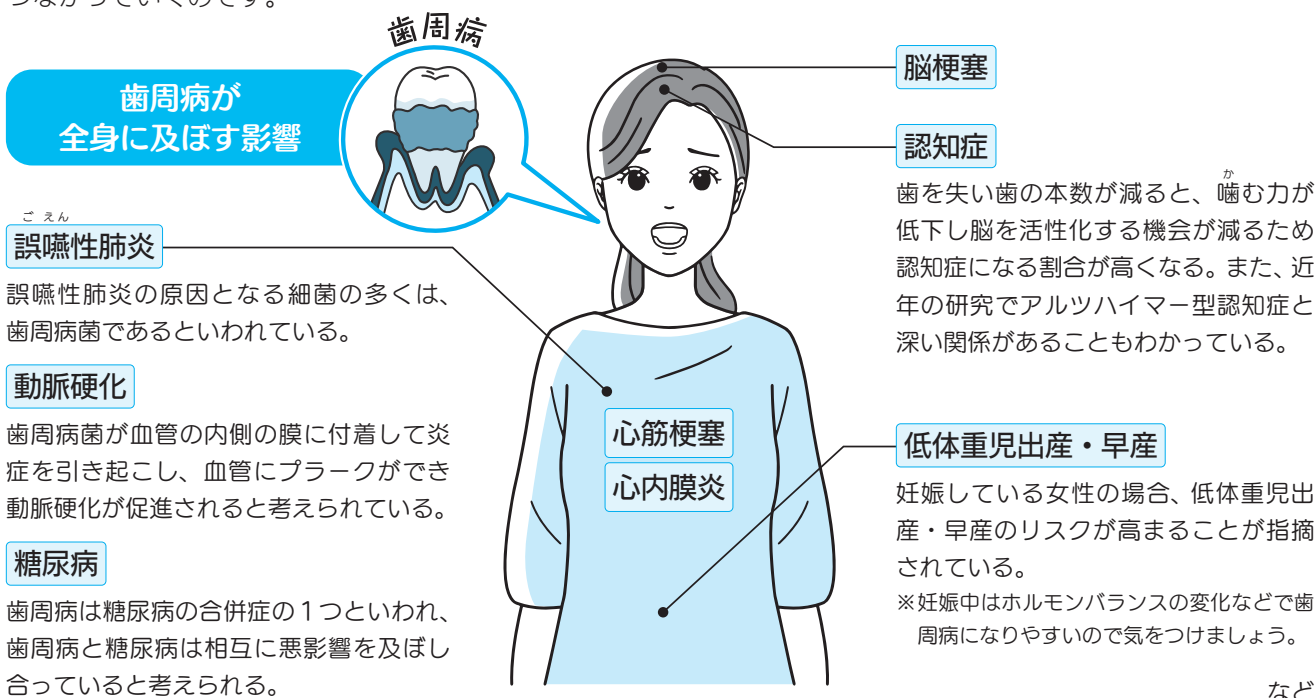
歯を失う原因の第1位である歯周病。

歯周病は口の中だけの問題と考えられがちですが、近年、全身の健康にも影響を及ぼすことがわかってきました。歯周病を予防・改善することは、全身のさまざまな病気のリスクを下げることに繋がります。

歯肉から血流に乗って歯周病菌などが全身へ送られる

歯周病は、歯の表面に付いた歯垢（プラーク）や歯石中の歯周病菌が歯肉（歯ぐき）の中に入り炎症を起こすことで発症します。やがては歯を支えている骨を溶かしていき、結果的に歯を失う原因となります。

また、炎症部分にたまった歯周病菌や炎症によって作られた炎症物質は、歯肉の毛細血管の流れに乗って全身に運ばれ、さまざまな病気を引き起こしたり悪化させたりします。歯周病は口の中だけではなく全身の病気にもつながっていくのです。



歯周病を予防して全身の健康を維持しよう

日頃から自分の歯や歯肉の状態をチェックする習慣を持ちましょう。歯周病予防には、ブラッシングなどで口の中を清潔に保つとともに、歯科医院で定期的に歯科健診を受け、セルフケアでは難しい歯石除去をしてもらうことが効果的です。



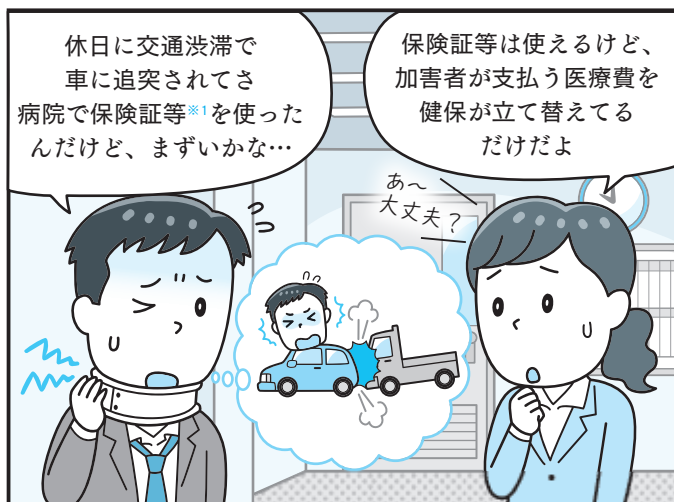
歯周病のセルフチェック

参考:厚生労働省「e-ヘルスネット」

- ☐ 朝起きたときに、口の中がネバネバする。
- ☐ 歯みがきのときに出血する。
- ☐ 硬いものが噛みにくい。
- ☐ 口臭が気になる。
- ☐ 歯肉がときどき腫れる。
- ☐ 歯肉が下がって、歯と歯の間に隙間ができてきた。
- ☐ 歯がグラグラする。



自動車事故（第三者行為による傷病）にあったときは すみやかに健保に届け出てください！



※1 保険証等…マイナ保険証、資格確認書、従来の保険証



自動車事故など第三者の行為が原因で病気やけがをして治療を受ける時も健康保険を使うことができますが、その費用は本来加害者が支払うべきもので、健保組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えているだけです。

後日、加害者または加害者が加入する保険会社に治療費を請求しますので、必ず健保組合に連絡のうえ、「第三者行為による傷病届」等の必要書類※2を届け出てください。

※2 任意保険に加入している場合、「第三者行為による傷病届」等の届出書類の作成・提出について、損害保険会社からサポートを受けられる場合があります。詳しくは契約している損害保険会社にお問い合わせください。

たとえば、こんな場合が 第三者行為となります

- 自転車にぶつけられて、けがをしたとき
- 他人の飼い犬やペットなどにより、けがをしたとき
- 不当な暴力や傷害行為を受け、けがをしたとき
- 外食や購入食品などで食中毒になったとき
- スポーツ中の接触や衝突など、他人の行為によりけがをしたとき

ただし、工作中や通勤中のけがの場合は労災保険の対象となり、健康保険は使えません。

自動車事故にあったら…



- 1 負傷状況を確認**
双方の負傷状況を確認し、必要な場合は救急車を呼びます。
- 2 加害者を確認**
加害者の車のナンバー、運転免許証、車検証などを確認します。
- 3 警察へ連絡**
どんな小さな事故でも、必ず警察に連絡しましょう※3。
※3 自動車保険（任意保険）、自賠責保険（強制保険）で保険金を請求するときに必要な交通事故証明書は自動車安全運転センターが発行しますが、警察への事故の届出がないと発行されませんので、ご注意ください。
- 4 医療機関を受診**
一見無傷でも、あとで症状が出る場合があります。
- 5 健保組合へ連絡**
保険証等※1を使って治療を受けた場合は健保組合へ連絡が必要です。

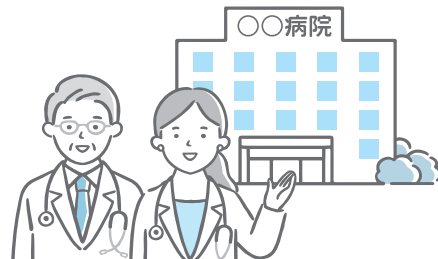
示談は慎重に！ 事前に健保組合に相談を！

自動車事故には後遺障害の危険がありますから、示談は慎重にしましょう。

なお、健康保険で治療を受けたときは、加害者と示談が結ばれると、健保組合が加害者または加害者が加入する保険会社に請求するべき費用を請求できなくなることがあります。示談をする場合は、事前に健保組合にご相談ください。

再チェック!

医療機関等のかかり方



2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行が行われなくなりました。
そこで、どのように医療機関等にかかればよいのか、あらためて確認してみましょう。

かかり方 その①

マイナ保険証

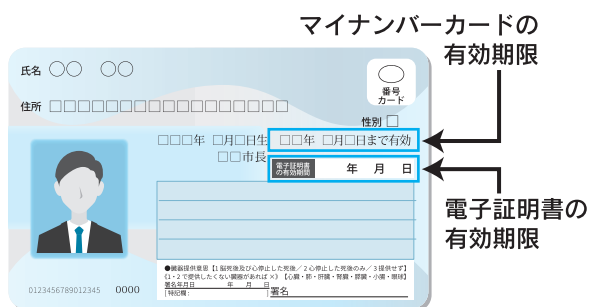
マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録を行ったマイナナンバーカードのことです。マイナ保険証を医療機関等の顔認証付きカードリーダーで読み取り、本人確認を行うことで受診等ができます。カードリーダーに不具合が生じた場合でも、マイナナンバーカードと、マイナポータルの画面や資格情報のお知らせを提示することで資格確認を行い、受診等ができます。

☆有効期限にご注意ください

マイナナンバーカードの有効期限は発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日まで、電子証明書（健康保険証の利用登録など）の有効期限は発行日から5回目の誕生日までです。

マイナナンバーカードの有効期限は、マイナナンバーカードの券面に記載されています。

電子証明書の有効期限は、マイナポータルにアクセスしてご確認ください。また、発行時に自治体の担当者が券面に記入している場合もあります。



☆有効期限切れ前にお知らせがあります

電子証明書の有効期限の約3カ月前に有効期限通知書（封書）が届きます。また、有効期限の3カ月前から3カ月後の間は、医療機関等で利用の際にカードリーダーで更新アラートが表示されます。

万が一、有効期限までに更新できなかった場合でも、有効期限切れから3カ月の間はマイナ保険証としてのみ利用できますが、お住まいの自治体で速やかに更新してください。

かかり方 その②

従来の健康保険証

2024年12月1日までに発行された健康保険証は、2025年12月1日までは、これまでと同じように利用できます。ただし、転職などで保険者が変わる場合や、有効期限が2025年12月1日までの健康保険証は、その時点で利用終了となります。

かかり方 その③

資格確認書

マイナナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方などには、資格確認書が保険者から発行されます。有効期限が設けられていますが、医療機関等で提示することで、これまでと同じように受診等ができます。

マイナンバーに関するお問い合わせはこちらまで

マイナンバー
総合フリーダイヤル

0120-95-0178

受付
時間

平日 9:30～20:00（年末年始を除く）
土日祝 9:30～17:30

— 12月1日までにマイナ保険証を準備しておいてください —

お役立ち情報が
たくさん！

健康保険組合のホームページを ご活用ください

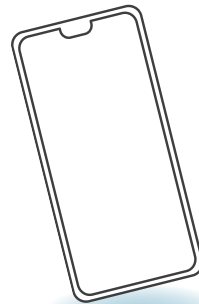
<https://www.kayaku-kenpo.or.jp/>

当健保組合では、ホームページを開設しています。
健康保険の給付内容や、保養所のご案内、各種手続きなど
さまざまな情報を掲載しています。
ぜひアクセスしてください。



CLICK!

スマホにも
対応！



「ヘルシーファミリー倶楽部」 で楽しく健康づくり！

「ヘルシーファミリー倶楽部」は疾病
予防に関する健康情報や、ヘルシーレ
シピ、エクササイズなどを掲載してい
る「健康総合サイト」です。家族みん
なの健康づくりにお役立てください。

ID : nk PW : kenpo



MY HEALTH UP

マイヘルスアップキャンペーン

CAMPAIGN

健保組合では、今年も皆さんの健康づくりのため、「マイヘルスアップキャンペーン」を開催いたします。皆さんふるってご参加ください。

※今年度より完全WEB化になります。



9月1日(月)から
エントリースタート!

コースの詳細は
キャンペーンサイトを
ご覧ください



スマホ
対応!



<https://mhup.healthlog.jp/kayaku/healthup/gate/top>

達成賞

Webキャンペーン上で61日間の期間中**40日以上達成***した方に達成賞を贈呈します。

*1コースでも達成すれば達成賞はもらえます。



1. QUOカード
2,000円分



2. えらべる Pay
2,500ポイント



3.
非常持ち出し
セット16点



4.
薬用入浴剤
セット



5.
今治タオル
セット

※賞品は変更される場合があります